特定非営利活動法人ぎふ村 介護職員初任者研修(通学)学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

名称 : 特定非営利活動法人ぎふ村

代表者 : 理事長 小笠原孝也

所在地 : 岐阜県中津川市茄子川中畑 112-747

(目的)

第2条 高齢者が地域に於いて、安心した自立生活を送ることができるよう支援する為に は専門的な知識を持った質の高いサービスを提供できる人材が必要と考え、その 養成を目的とする。

(研修事業の名称)

第3条 研修事業の名称は次のとおりとする。

ぎふ村介護職員初任者研修 (通学)

(実施課程及び形式)

第4条 前条の目的を達成するために、次の研修事業を(以下研修という。)を実施する。 介護職員初任者研修(通学形式)

(研修実施場所)

第5条 前条の研修を行うために使用する講義、及び演習会場は、次のとおりとする。

1 講義会場

ぎふ村地域支え合いセンター 研修室 中津川市茄子川中畑 112-163

2 演習会場

ぎふ村地域支え合いセンター 研修室 中津川市茄子川中畑 112-163

(研修期間)

第6条 令和5年度の研修は次のとおり実施する。

期間 令和5年7月3日 ~ 令和5年10月5日

定員 20名

(受講対象者)

第7条 受講対象者は次のものとする。

- 1 訪問介護員(ホームヘルパー)としての業務につくことを目的とする者。
- 2 地域に於いて高齢者が自立した生活をおくる為の援助を行うことを目的とする者。

(研修カリキュラム及び担当講師)

第8条 研修を修了するため履修しなければならないカリキュラム、及び担当講師は別紙 研修カリキュラム、講師一覧のとおり。

但し講師の都合により変更になる場合がある。

(研修参加費用)

第9条 研修参加費用は次のとおりとする。

内訳	金額(税込)	納付方法	納付期限
受講料	77,000 円	現金または銀行振込みにて一括納入。	受講開始前日まで
テキスト代	3,300 円		

- 1 研修参加前のキャンセルについては、講座開始日の 10 日前までの場合はキャンセル料 (1万円)を差し引いた金額で受講料を返金する。
- 2 研修開始後のキャンセルについて受講料の返金は行ない。

(受講の手続き)

- 第10条 受講手続きは次のとおりとする。
 - 1 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、身分証明書を添えて期日までに申し込む。 ただし、定員に達した時点で申し込み受け付けは終了する。
 - 2 書類審査のうえ、受講者の決定を行い受講者に通知する。

(科目の免除)

第11条 科目の免除についてはこれを認めない。

(研修終了の認定)

- 第12条 終了の認定は、第8条に定めるカリキュラムをすべて履修し、次の修了評価を行った上、基準に達したと認められた者に対して行う。
 - 1 修了評価は、筆記試験により行う。介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援 技術の習得状況の評価も併せて科目で行う。
 - 2 認定基準は、70 点以上(100 点を満点とする。)の評価の受講者を評価基準を満た したものとして認定する。評価基準に達しない場合は、必要に応じて補講等を行い、 基準に達するまで再評価を行う。

(研修欠席者の取扱い)

第13条 理由の如何にかかわらず、研修開始から15分以上遅刻した場合は欠席とする。 やむを得ず欠席をする場合には、必ず電話等により届け出ることとする。

(補講の取扱い)

第14条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を履修した者とみなす。補講にかかる受講料については、一科目について3.000円とする。

また、補講の実施は原則として当法人に於いて実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。

(受講の取消し)

- 第15条 次に該当する者は、受講を取消すことがある。
 - 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
 - 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。

(修了証書等の交付)

第 16 条 第 12 条により修了を認定された者には、当法人に於いて岐阜県介護職員初任 者研修事業実施事務取扱要綱に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交 付する。

(修了者の管理方法)

- 第17条 修了者の管理については、次により行う。
 - 1 修了者を修了者台帳に記載し、岐阜県が指定した様式に基づき知事に報告する。
 - 2 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申出により再発行を行う。

(公表する情報の項目)

- 第18条 岐阜県介護職員初任者研修事業実施において当法人が当社ホームページにおいて開示する内容は以下のとおりとする。
 - 1 研修機関情報

法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者氏名、研修事業担当理事、事業所名称、 事業所住所、電話番号、理念、学則、研修施設、設備。

2 研修事業情報

研修の概要(対象、研修スケジュール、定員、指導者数、研修受講までの流れ、費用、

留意事項)、課程編成責任者名、研修カリキュラム(科目別シラバス、科目別担当 教官名、科目別特徴、修了評価の方法、評価者、再履修等の基準)、講師情報(名 前、略歴、現職、資格)連絡先等(申し込み先、苦情対応部署の担当者、連絡先)

(研修事業執行担当部署)

第19条 本研修事業は、当法人地域支え合いセンターで行う。

(その他留意事項)

- 第20条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。
 - 1 研修に関して下記の苦情等の受付窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事 故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情受付窓口: 特定非営利活動法人ぎふ村 地域支え合いセンター

担当 : 鈴村博昭

電話 : 0573-68-5211

- 2 事業実施により知り得た受講者の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は、不当な 目的に使用しない。
- 3 受講者が講習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的使用 することのないように受講者の指導を行う。
- 4 受講申込受付時に公的証明書により本人確認を行う。

(施行細則)

第21条 この学則に必要な細則並びに学則に定めない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和5年7月1日から施行する。